

漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間（案）

1 制限措置の内容

- （１）漁業種類 あじ・さば棒受網漁業
- （２）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数 下表のとおり
- （３）船舶の総トン数 総トン数５トン以上１００トン以下（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和５５年法律第４０号）附則第３条第１項本文に規定する現存船で同項ただし書の規定の適用を受けないもの（以下「旧トン数適用漁船」という。）にあつては、総トン数５トン以上７０トン以下）。ただし、平成３年度及び平成４年度に実施したこの漁業に係る資源管理型漁業構造再編緊急対策事業に残存者として参加した漁業者の申請に係る船舶で知事が特に必要と認めたものについては、総トン数５トン以上１５０トン以下（旧トン数適用漁船にあつては、総トン数５トン以上１００トン以下）とする。
- （４）推進機関の馬力数 定めなし
- （５）操業区域 いすみ市太東埼灯台中心点正東の線から館山市洲埼灯台中心点と神奈川県三浦市劔埼灯台中心点とを結んだ線に至る間の千葉県海面
- （６）漁業時期 総トン数１０トン未満の船舶にあつては８月１日から１２月３１日まで、総トン数１０トン以上の船舶にあつては８月１日から１０月３１日まで
- （７）漁業を営む者の資格 下表のとおり

漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
千葉県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和２５年農林省令第９５号）第１条第９項に規定する主たる根拠地をいう。以下同じ。）が千葉県の区域にある者	３隻
静岡県内に住所を有し、かつ、船舶根拠地が静岡県の区域にある者	１隻

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和７年９月８日から１０月７日まで